

第5章 返還

- 第20条 (返還責任)
借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2 借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うるものとします。
- 第21条 (返還時の確認書)
借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があることを確認して返却するものとします。
2 借受人又は運転者は、レンタカー内に借受人若しくは運転者は同乗者の遺留品がないことを確認して返却するものとします。
3 借受人又は運転者は、運送料金がかかる場合は、レンタカー返還時までにその運送料金を完了しなければならないものとします。
- 第22条 (借受期間変更時の貸渡料金)
借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。
- 第23条 (返還場所等)
借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。
3 費用 × 300%
- 第24条 (不返還等不在の場合の措置)
当社は、借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となるなどの理由により不返還になったと認められるときは、刑事告発を行うほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするとともに、全レジストム等に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。
2 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3 第1項に該当することになった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障・事故、盗難時の措置

- 第25条 (故障発見時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 第26条 (事故発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
1 直ちに運転の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
2 前項の措置を行った場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
3 事故に際して車両の修理等が必要な場合は、修理料金等を請求するものとし、修理料金等を請求する場合にあらかじめ料金を要するものとします。
4 事故に際して車両の修理等が必要な場合は、修理料金等を請求するものとし、修理料金等を請求する場合にあらかじめ料金を要するものとします。
5 借受人又は運転者は、前項の措置をとるとは、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
6 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
7 当社は、車両発生時の状況を記録する目的としてドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 第27条 (盗難発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
1 直ちに運転の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
2 前項の措置を行った場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
3 事故に際して車両の修理等が必要な場合は、修理料金等を請求するものとします。
4 借受人又は運転者は、前項の措置をとるとは、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
5 当社は、車両発生時の状況を記録する目的としてドライブレコーダーが装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 第28条 (適用不能による貸渡契約の終了)
使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障」といいます)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2 借受人は、前項の場合は、レンタカーのレンターリング、保管、引取り及び修理等による費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合は、直ちに返還するものとします。
- 3 交通事故等が発生した場合は、前項の他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、第5条第2項の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときは、同様とします。
5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも届することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び當業補償)
借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人又は運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
- 2 前項により借受人は損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、敵対、レンターカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところ(ノンオペレーションチャージ)により損害賠償金を支払うものとします。
- 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー(第35条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます)の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、第三者又は当社に損害を与えるものとします。
- 第30条 (保険及び賠償)
借受人又は運転者は、前項又は第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
1 対人補償: 1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
2 対物補償: 1事故につき無制限(免責額5万円)
3 人身損害補償: 1名につき3,000万円まで
4 免責額: 事故につき單車時価額(免責額5万円)
- 2 保険料金又は免責額が免除される場合では、第1項に定める保険金又は免責額は支払われません。
- 3 保険料金又は免責額が支払われる場合では、第1項に定める保険金又は免責額は支払われません。
- 4 保険料金又は免責額が支払われない損害及び賠償の額の定めにより支払われる保険金又は免責額を超過する損害については、借受人又は運転者に係るものの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があつた場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することをしないものとします。
- 5 前4項の定めにあらかじめ当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金又は免責額を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 6 第1項第2、2号又は第4号に定める保険料金又は免責額に相当する損害については、借受人の負担とします。ただし借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いは当社が負担します。
- 7 省営及び民間営業所に届出のない事故、貸渡後に第9条各号に該当して発生した事故、第18条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起きた事故にはこの補償は適用しないこととします。
- 8 第1項に定める保険料金又は免責額に相当する基本料金) × 50%

第8章 貸渡契約の解除

- 第31条 (貸渡契約の解除)
当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に

- 2 期間の解消に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

- 第32条 (中途解約)
借受人は、借用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に

- 2 対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、中途解約手数料は除きます。

- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。
中途解約手数料 = (貸渡契約期間内に対応する基本料金) × 50%

第9章 個人情報

- 第33条 (個人情報の利用目的)
当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
(1) 用途選択法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
(2) 借受人又は運転者に対する、レンタカー及びこれらに關連したサービスの提供をするため。
(3) 貸渡契約の履行に際し、借り受け申込者は又は運転者に認知及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行ったため。
(4) 借受人又は運転者に対する、レンタカー、中古車、その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに關連するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの配信等の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
(5) 借受人又は運転者の個人情報を統合して分析するため、個人を識別・特定できない統計データを作成するため。
(6) 借受人又は運転者の個人情報を統合して分析する目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合。
- 2 第1項の利用目的に該当する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

- 第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報を全レジストムシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及び加盟する各地区レンタカーハイウェイ並びにこれらの会員であるレンタカーサービス事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置免許料金の前割を命ぜられた場合

- (2) 当社に対して第13条第5項に規定する駐車違反料金費用の全額の支払いがいらない場合

- (3) 第24条第1項に規定する不返還かつ認めたと運転者は、当社が、法律に基づき開示を求められた場合

- 2 運転者が前項各号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レジストムシステムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカーサービス事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第10章 雜則

- 第35条 (代理貸渡)
当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカーサービスからレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事柄を遵守するものとします。(これを「代理貸渡」といいます)。
(1) 用途選択法第80条第1項に基づくレンタカーサービス事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
(2) 貸渡契約の最終第3項に定めるところによると特別な様式とする。
(3) 提供をしたレンタカーサービス事業者の貸渡契約書面(電子メール等の電磁的方法を含みます)に記載された料金を支払うものとします。
(4) 代理貸渡をする場合には、前項(1)の掲示を除き、当該レンタカーサービス事業者の貸渡証を適用するものとします。
(5) 代理貸渡をする場合には、前項(1)の掲示を除き、当該レンタカーサービス事業者の貸渡証を適用するものとします。
(6) 代理貸渡をする場合には、前項(1)の掲示を除き、当該レンタカーサービス事業者の貸渡証を適用するものとします。

- 2 代理貸渡の利便の確保を目的とするため、運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

- 第36条 (GPS機能)
運転者が運転者は、レンタカーに全球定位装置システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 貸渡契約の終了の際に、運転者の位置を確認するため。

- (2) 第26条第1項に規定するところによると特別な様式とする。

- (3) 借受人又は運転者に対する提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

- 2 借受人又は運転者は、前項のマーケティング分析によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することに同意するものとします。

- 第37条 (個人情報の登録及び利用の同意)
借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報を全レジストムシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカーハイウェイ並びにこれらの会員であるレンタカーサービス事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置免許料金の前割を命ぜられた場合

- (2) 当社に対して第13条第5項に規定する駐車違反料金費用の全額の支払いがいらない場合

- (3) 第24条第1項に規定する不返還かつ認めたと運転者は、当社が、法律に基づき開示を求められた場合

- 2 運転者が前項各号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レジストムシステムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカーサービス事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

- 第38条 (相殺)
当社が借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつても相殺ができるものとします。

- 第39条 (消費税)
借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含みます)を当社に対して支払うものとします。

- 第40条 (遅延損害金)
借受人は及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

- 第41条 (準拠法)
準拠法は日本法とします。

- 2 邦文約款と外語約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。

- 第42条 (細則)
当社とのこの約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

- 第43条 (重要事項の情報提供)
当社は借受人に対して、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業委嘱賃貸の内容、当社の保険又は賃借権の内容及び条件並びに借受人が講ずべき措置、違法駐車の場合の措置及び返還等の重要事項について理解するよう努めるものとします。

- 2 借受人は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

- 第44条 (合意管轄裁判所)
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2022年11月1日から施行します。

